平成２１年（フ）第５１９号
熊本市桜木３丁目２番10号
債務者　柴田美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２０７号
山口市陶1167番地２　和同ハイツ301号
債務者　ＴＳＵＣＨＩＹＡ　ＮＥＬＳＯＮ（土屋ネルソン）
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
山口市小郡上郷1329番地１　宮ノ原市営住宅439号
債務者　國田　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
山口市小郡下郷2371番地11　グリーンハイツＢ号
債務者　後藤千恵美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
和歌山市市小路407番地の３　レオパレス市小路203号
債務者　塚原智恵美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４８９号
和歌山県有田郡有田川町大字吉原343番地１県営吉原団地１－２－20
債務者　林　　通
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０１号
和歌山市新生町４番９号
債務者　寺本　正春
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０８号
和歌山県橋本市さつき台１丁目11番地の10
債務者　岡　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５０９号
和歌山県橋本市さつき台１丁目11番地の10
債務者　岡　　昌代
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５４０号
和歌山県橋本市隅田町下兵庫50番地の２
債務者　落合　　明
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５３号
和歌山市松江西３丁目８番14号　ホリマンション102
債務者　えちぜんやこと山口孝一こと　游　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５５号
和歌山市鳴神138番地の４
債務者　三光こと　池原　禎之
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５５７号
和歌山市島橋東ノ丁３番20号
債務者　新田三和子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６３号
和歌山県橋本市東家１丁目７番６号
債務者　山本　美保
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６６号
和歌山市打越町５番24号
債務者　塩谷佐江子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６７号
和歌山市粟235番地の６
債務者　澤田　典子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６９号
和歌山県紀の川市北長田325番地
債務者　井上　敦視
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係